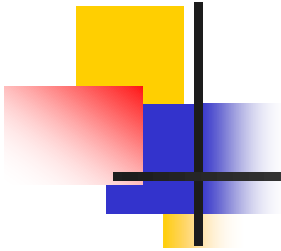


証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)

～信頼され魅力ある資本市場のために～

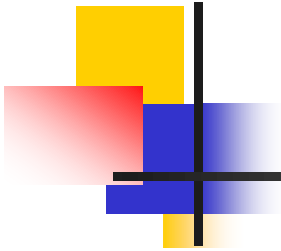
証券取引等監視委員会
委員 加藤 さゆり

令和2年9月17日



目次

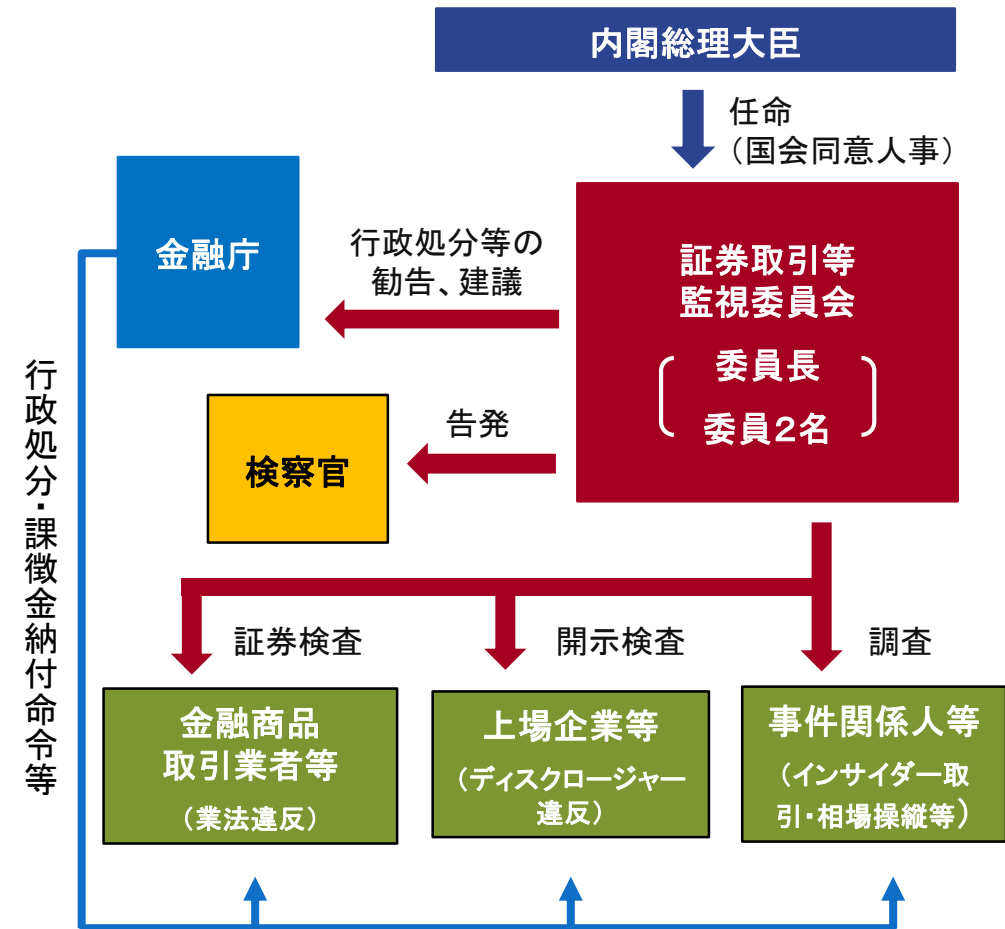
- 1. 証券取引等監視委員会について … P2
- 2. 中期活動方針(第10期)について … P8
- 3. 直近の勧告等の事例 … P23



1. 証券取引等監視委員会について

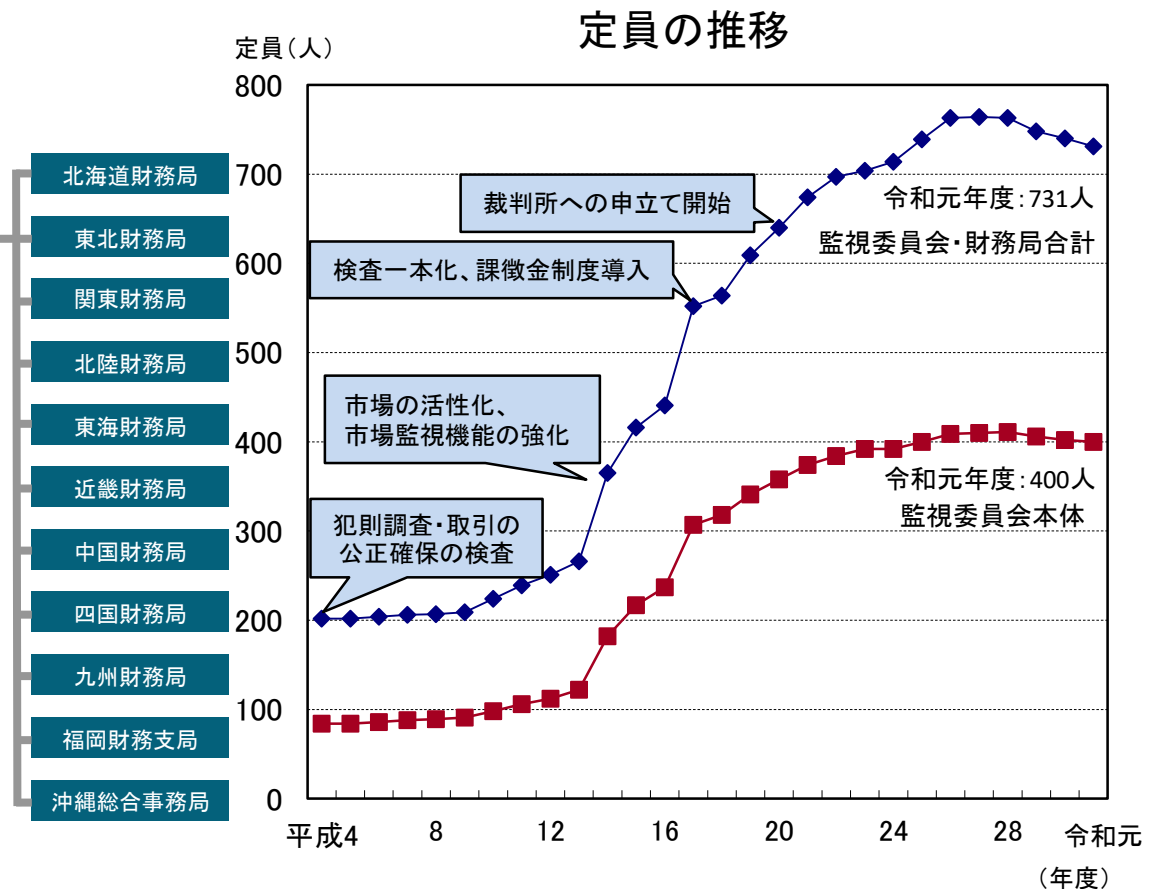
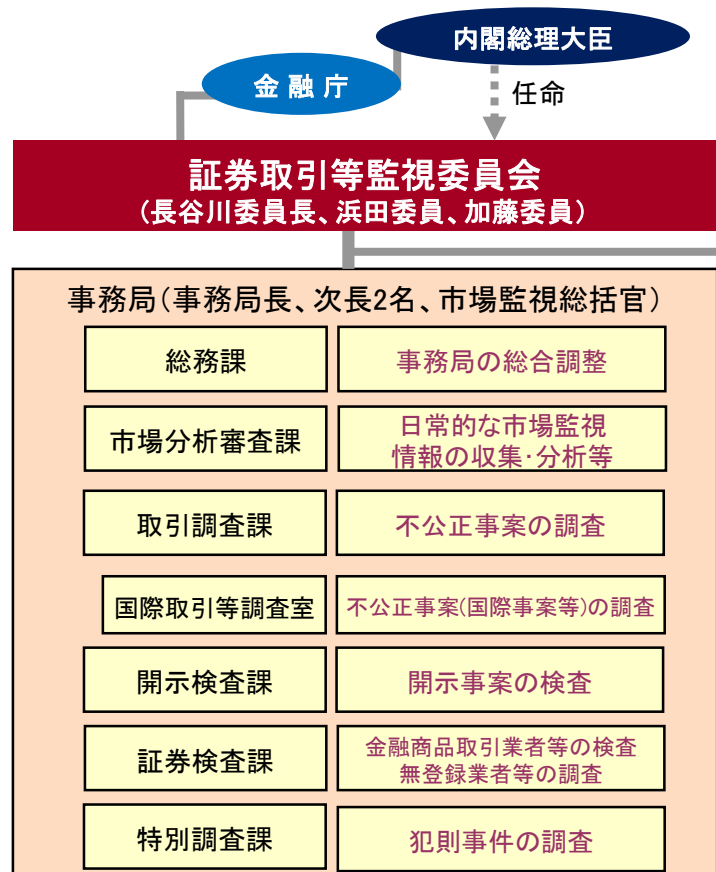
証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 監視委員会は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 監視委員会の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- ◆ これら全てを合計した職員数は731名(令和元年度末定員。うち、監視委員会は400名)。



証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

＜監視委員会の体制等の変遷＞

平成4年7月 大蔵省に監視委員会が設立
(設立時2課:総務検査課、特別調査課)

平成10年6月 金融監督庁に移管

平成13年1月 中央省庁再編に伴い、金融庁に移管

平成17年4月・7月 課徴金制度の導入に伴い、
取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月 ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の
禁止・停止の申立て等の権限追加

＜主な出来事＞

平成5年

刑事告発

日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等

平成17年

刑事告発

カネボウ(株)に係る有価証券報告書の
虚偽記載

平成18年

刑事告発

(株)ライブドアマーケティング株券に
係る風説の流布、偽計

刑事告発

(株)ニッポン放送株券に係る
インサイダー取引

証券取引等監視委員会の軌跡 ②

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

＜監視委員会の体制等の変遷＞

平成23年7月 現行の6課（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課）体制に移行

平成23年8月 クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、取引調査課に国際取引等調査室を設置

平成26年4月 取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年4月 電磁的記録の証拠保全（デジタル・フォレンジック）に対応するため、情報解析室を設置

平成30年4月 高速取引行為者に対する検査権限追加

＜主な出来事＞

平成24年

刑事告発・課徴金勧告

オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

処分勧告・刑事告発

AIJ投資顧問(年金基金)

平成25年

処分勧告

MRI INTERNATIONAL
(米国の診療報酬債権ファンド)

平成27年

課徴金勧告

(株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成28・29年

処分勧告・刑事告発

アーツ証券(レセプト債)

平成30年

刑事告発

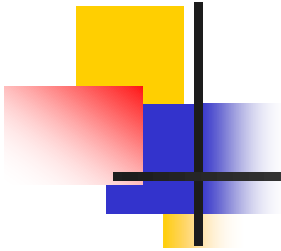
日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

課徴金勧告

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期
国債先物に係る相場操縦

海外の主要市場監視当局





2. 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)について

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

監視委員会の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

監視委員会が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※） 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）

- ・ 新たな商品・取引等への対応
- ・ あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・ 高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・ 全体像の把握（部分から全体へ）
- ・ 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視（早く）

- ・ 問題の早期発見・着手
- ・ 早期の対応による未然防止
- ・ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視（深く）

- ・ 問題の根本原因の究明
- ・ 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり

デジタイゼーションの飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3)市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

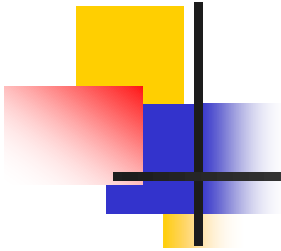
(4)デジタイゼーション対応と戦略的な人材の育成

- デジタイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタイゼーションの飛躍的な進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5)国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

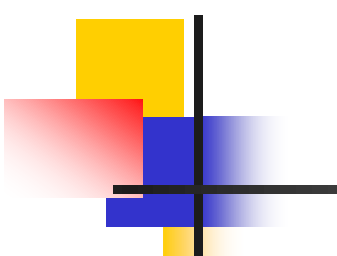
PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し



監視委員会の使命

的確・適切な市場監視による

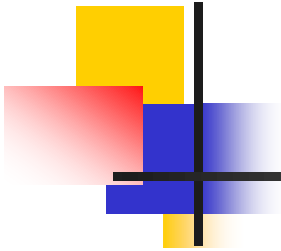
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献



監視委員会が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
- 市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
- 市場利用者による自己規律
- プロフェッショナルな市場監視



監視委員会の活動理念

公正・中立

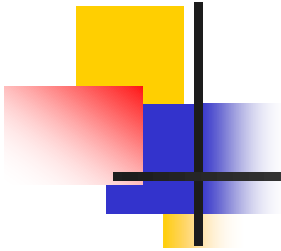
説明責任

フォワード・ルッキング

実効性・効率性

関係機関との協働

最高水準の追求



監視委員会を取り巻く現在の環境

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタライゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

1. 網羅的な市場監視(広く)

- (1) 新たな商品・取引等への対応
- (2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- (3) 高齢者を含む多様な投資者の保護
- (4) 全体像の把握(部分から全体へ)
- (5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

2. 機動的な市場監視(早く)

- (1) 問題の早期発見・着手
- (2) 早期の対応による未然防止
- (3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

3. 深度ある市場監視(深く)

- (1) 問題の根本原因の究明
- (2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握



目標達成のための5つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報収集力の向上

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

⇒ 国内外の経済情勢等を踏まえた業種・企業等に係る情報収集・分析を行い、調査・検査の端緒として活用

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

⇒ 株式/債券市場、現物/デリバティブ市場、発行/流通市場に対する横断的な監視

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

⇒ 海外当局との更なる連携強化により得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報を市場監視に活用



目標達成のための5つの施策

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施①

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

⇒ 取引の複雑化/企業のグローバル化の進展等を背景とした非定型・新類型の事案等についても分析・検証を的確に実施

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

⇒ 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施し、不公正取引等の実態を解明

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

⇒ 不公正取引の態様、関係者の所在地等に応じて、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携による実態解明



目標達成のための5つの施策

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施②

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

⇒ 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応

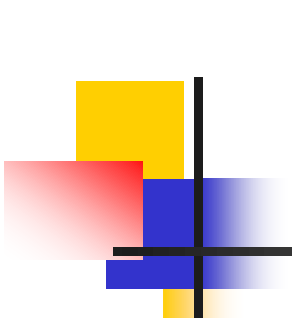
(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

⇒ オフサイト・モニタリングにおいては、グループ全体の戦略等の特性を勘案し、多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定

⇒ オンサイト・モニタリングにおいては、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

⇒ 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリング等の実施



目標達成のための5つの施策

3. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

⇒ 調査・検査で得られたインテリジェンス情報等を市場監視業務全般に活用

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

⇒ 違反行為等の根本的な原因を究明し、調査・検査先との深度ある議論/問題意識の共有による違反行為等の再発/未然防止

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

⇒ 市場における自己規律強化の観点から、個別勧告事案等の公表等における具体的でわかりやすい情報発信を実施

⇒ 投資者被害の未然防止に資する注意喚起等の情報発信を充実

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

⇒ 監視の目の行き届きにくい商品・取引等への的確に対応



目標達成のための5つの施策

4. デジタイゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

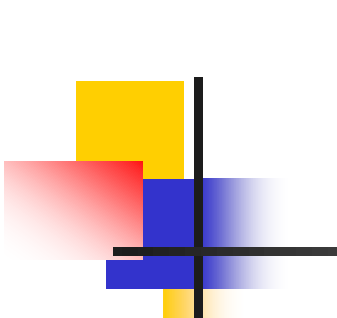
⇒ 取引監視システム等におけるデジタイゼーションの一層の活用を推進

(2) デジタイゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

⇒ 新たな商品・取引等に対し網羅的な監視が行えるよう機動的な検討・対応

⇒ デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成



目標達成のための5つの施策

5. 国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

⇒ 自主規制機関が更に主体的な役割を果たすことに資するよう監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等による監視態勢の更なる強化/市場環境の整備

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

⇒ 投資者保護等に関連する新たな関係機関等との連携の拡大

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

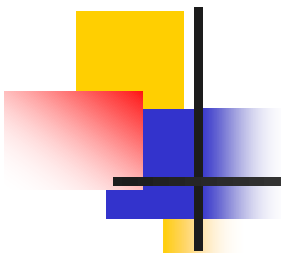
⇒ 二国間及び証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献

○ 監視委員会自身のPDCA

⇒ 市場を取り巻く環境の変化に応じて、自らの課題を洗い出し、適切に対応

○ 外部の有識者の意見の活用

⇒ 外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを実施



3. 直近の勧告等の事例

証券モニタリング概要・事例集について

○目的（下記に繋がることを期待）

- ・金商業者等の自主的な内部統制の改善・強化
- ・幅広い層への監視委員会の活動に対する理解の深化
- ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等に係る投資者被害の防止

○内容

- ・令和元年度の証券モニタリングの取組状況等
- ・過去5年度の立入検査の指摘事例（H27.4～R2.6）

※年度は証券検査事務年度（H28以降は7月～翌年6月）

○公表方法

- ・監視委員会ウェブサイトに掲載

口コミサイトを利用した広告に注意！

投資家の皆様は、投資判断を行うにあたり、第三者の評価や意見（いわゆる口コミ）が掲載されている比較サイトを利用されたことはありますでしょうか。

令和元年度に行った投資助言・代理業者への検査において、上記のような比較サイトを利用して、金融商品取引法で禁止されている虚偽告知や誇大広告を行う者が認められ、行政処分勧告を行いました。

<事案の概要図>

投資助言業者

- 当社職員が、広告掲載用の原稿を作成
 - ⇒ 当社で過去に推奨実績のない急騰銘柄を記載
 - ⇒ 当社の有料会員を装い、当社の助言内容を高評価する口コミを作成



比較サイト

- 第三者がサイトを運営しているかのような外観
- 多数の投資助言業者を評価・比較する記事を掲載
- 各業者に関する口コミを掲載
 - ⇒ 当社に関する掲載内容が当社作成原稿と一致

当社の助言実績等に関し、
あたかも第三者が評価・
投稿したかのような記事
を掲載

（注）投資助言業者自身が比較サイトを運営しているケース、広告委託先に原稿を提供せずに意図的な評価を依頼するケース、広告代理店と契約を行わずに比較サイトに第三者又は当社の顧客を装い意図的な評価を書き込むケース等もあります。

比較サイトは、その仕組みによって、特定の業者・商品の評価を上げる（または、競合する他社・商品の評価を下げる）等の意図的な評価がなされている可能性があります。

投資家の皆様におかれましては、上記のような事例が発生していることを認識し、比較サイトをご覧になる際は、十分に注意していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスに便乗した投資詐欺に注意！

新型コロナウイルス感染症の流行に乘じ、不審な電話、メール、ショートメッセージ(SMS)やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、ウェブサイト等が確認されています。

投資家の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行に乘じた投資詐欺等にあわないように、心当たりのない電話やメール、ウェブサイトには十分にご注意ください。

【投資詐欺の事例】

・新型コロナウイルス感染症に関連した商品（ワクチン等の医療品、医療機器等）の開発や研究を行うとしているが、実際にはその事実のない企業等への投資を推奨し、未公開株や新規公開株の購入、ファンドの取得に係る勧誘を行う事例

～被害を防ぐために～



① 業者が登録されているか確認

- 勧誘を行ってきた業者が登録業者であるか否かの確認を行うことが重要です。登録がされていても、金融庁（財務局）として、その業者の信頼性を保証するものではありませんが、登録を受けた金商業者等以外が金融商品取引行為を行うことは違法ですので、絶対に関わらないようにしてください。

② 「元本保証」、「必ず儲かる」という勧誘に注意

- 元本や利回りを保証して勧誘することは、登録を受けている金商業者等であっても禁止されており、特に現状の金利水準を大幅に上回る利回りを提示して勧誘する業者については十分注意してください。

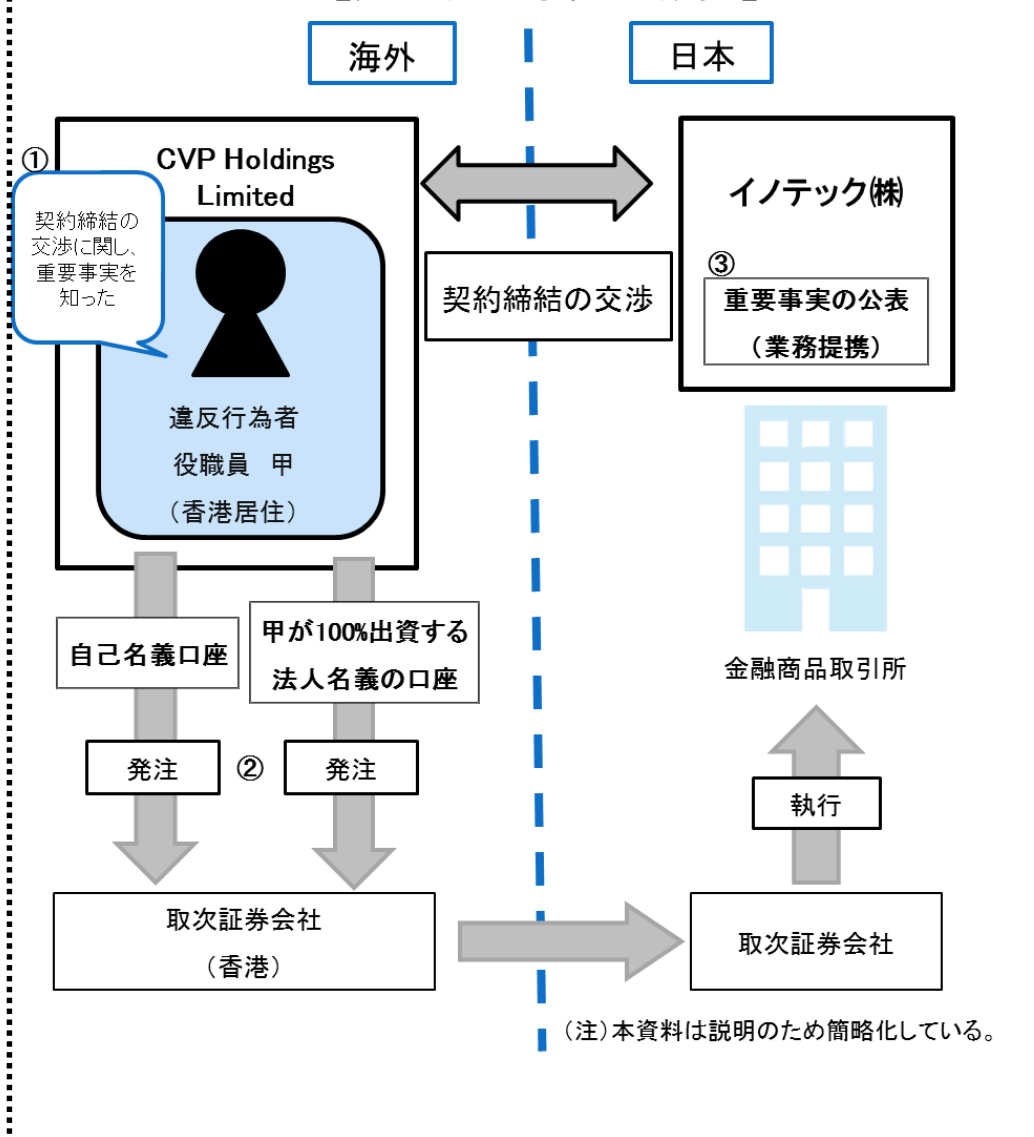
③ ソーシャルレンディングにおいては貸付先に関する情報を確認

- ソーシャルレンディング（融資（貸付）型クラウドファンディング）への投資については、ファンド販売業者が開示している貸付先の業種、事業内容、貸付条件、資金使途など投資判断の参考となるような情報を十分に確認するようにしてください。

証券監視委においては、金商業者のモニタリングを適切に行い、また、無登録業者による投資者被害を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていくなど、引き続き厳正に対処していきます。

海外に居住するイノテック(株)との契約締結交渉者の役職員による 内部者取引(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- 課徴金額 1億9,625万円
- 概要

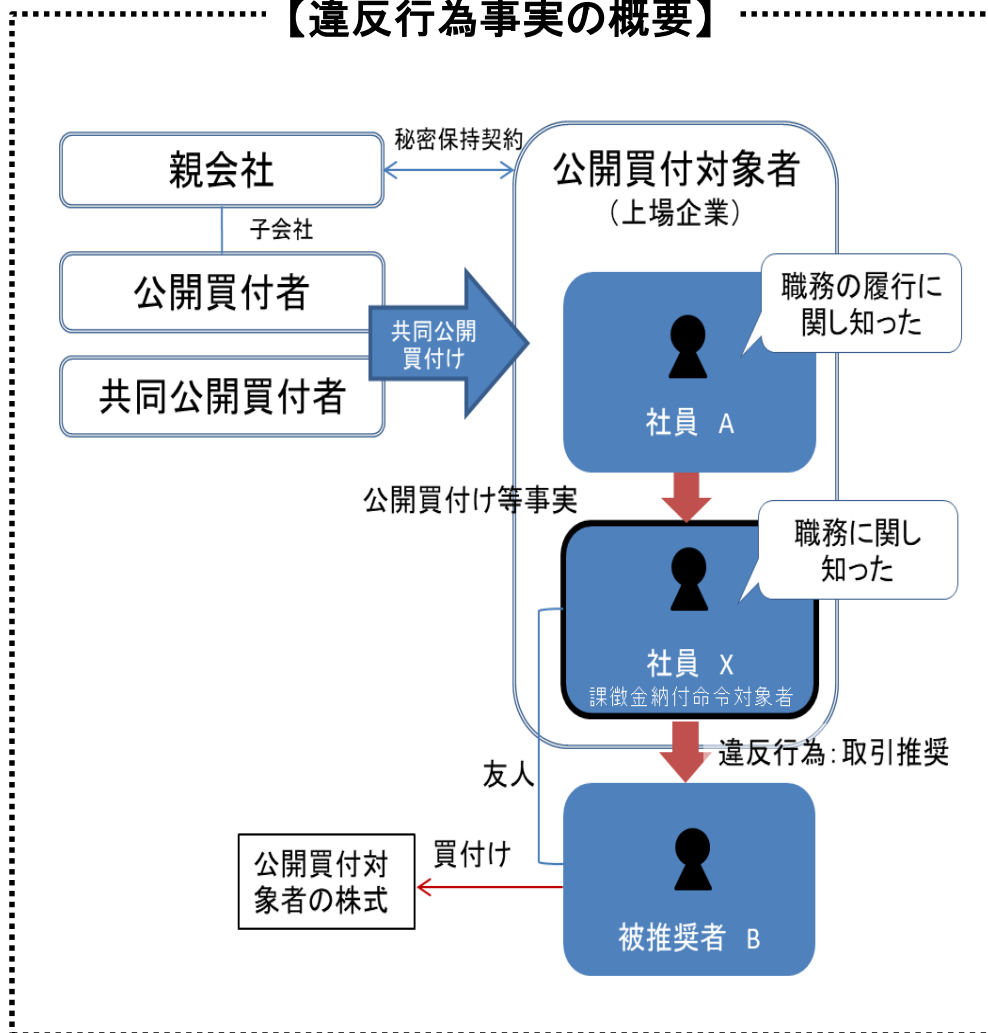
日本の上場会社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていた香港法人の役職員が、その上場会社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、その上場会社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

ポケットカード(株)社員による公開買付けの実施に関する事実に係る推奨行為に対する課徴金納付命令勧告(勧告日: H30.8.31)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- 課徴金額 194万円
- 概要

上場会社の社員Xが、職務に関し公開買付け等の事実を知り、利益を得させる目的をもって友人Bに買付けを推奨。社内規定に取引推奨規制が盛り込まれておらず、社内研修においても周知されていなかったもの。

<本事案の特色>

取引推奨行為のみについて勧告した初の事案

第一稀元素化学工業株式外6銘柄に係る特殊見せ玉を用いた偽計に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H30.10.5)

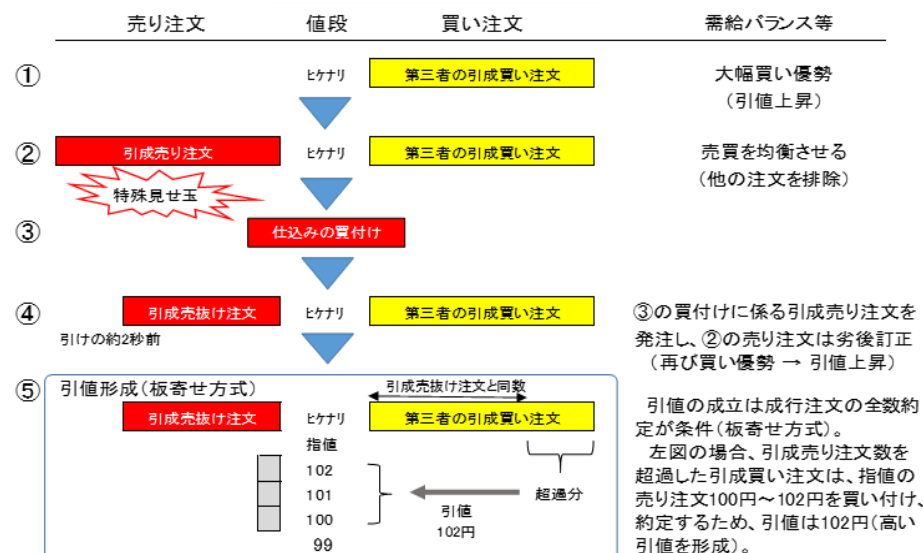
【違反行為事実の概要】

引けの需給バランスに基づいた投資家の取引傾向

投資家	引けにおける需給バランス	【真実の需給バランス】 大幅買い優勢(引値上昇)	【虚偽の需給バランス】 均衡(引値変わらず)
全体傾向		新たに取引を行う	新たな取引を控える
既に株式を保有している投資家		引値が高くなりそうだから引けで売ろう	引けで売ると下がるからやめよう
株式を保有していない投資家		引値が高くなりそうだからその前に買って引けで売ろう	引けで高く売れないから買うのはやめよう

※引けとは、午前(前場)と午後(後場)の最後の取引のこと。

【特殊見せ玉の概要】



※引成(ヒナリ)注文とは、引け(前場・後場)においてのみ有効となる成行注文。

<事案概要>

- ・ 課徴金額 73万円
- ・ 概要

個人投資家が、特殊見せ玉(※)を発注し、場が引ける直前のタイミングに、特殊みせ玉の約定を回避して引けの需給バランスを再び買い優勢として場が引けるようにして、買い付けた株式を高値で売り抜けることを企図したもの。

<本事案の特色>

特殊見せ玉に対し偽計を適用した初の事案

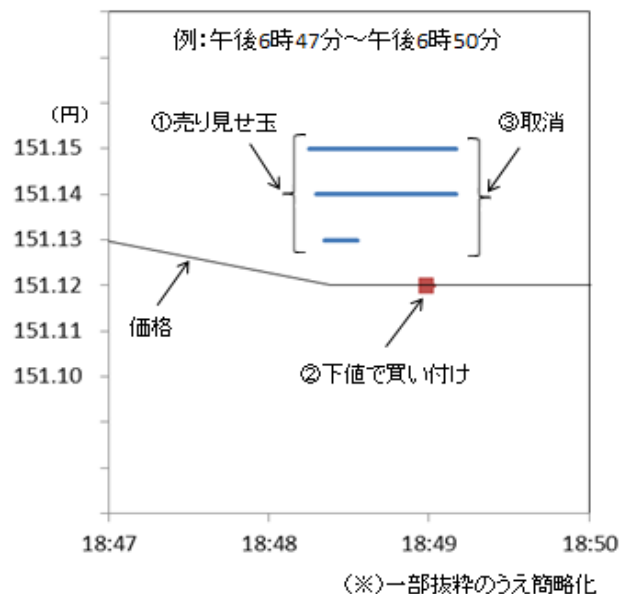
※ 例えば、引成買い注文が優勢となっている銘柄に着目し、約定させる意思のない引成売り注文を発注し、売り買いの発注株数が同程度である引けの状況を作出することで、他の投資家の売買を排除しようとする注文。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H30.6.29)

【違反行為事実(一部)と価格の推移(例)】

売り見せ玉の手法

- ①約定する意思のない売り注文を発注する
(下値に他の投資家の売り注文が誘引)
- ②買い注文を発注し、誘引注文と対当させ 買い付ける
- ③数秒後に上記①の注文(売り見せ玉)を取り消す



<事案概要>

- ・ 課徴金額 2億1,837万円
- ・ 概要

大手証券会社のディーリング業務に従事していた者が、長期国債先物について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、約定させる意思のない多数の売り注文を発注するなどにより、相場操縦を行ったもの。

<本事案の特色>

証券会社による市場デリバティブ取引に係る相場操縦案件として過去最大の課徴金金額となった。

日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る 課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.12.10)

【違反行為事実の概要】

虚偽記載内容

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示 ... etc.

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - 役員の報酬等**
 - 第5 経理の状況
 - ⋮
 - ⋮

<事案概要>

- ・ 課徴金額 24億2,489万5,000円
- ・ 概要

当社(有価証券報告書提出会社)は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

有価証券報告書の財務情報以外の情報である「コーポレート・ガバナンスの状況」における虚偽記載に対して課徴金納付命令勧告を行った事案。

日本フォームサービス(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

虚偽記載

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
 - ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
 - ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
 - ・ 架空棚卸資産の計上
- 等

<事案概要>

- ・ 課徴金額 2,400万円

概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

(参考) 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について(抄)

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

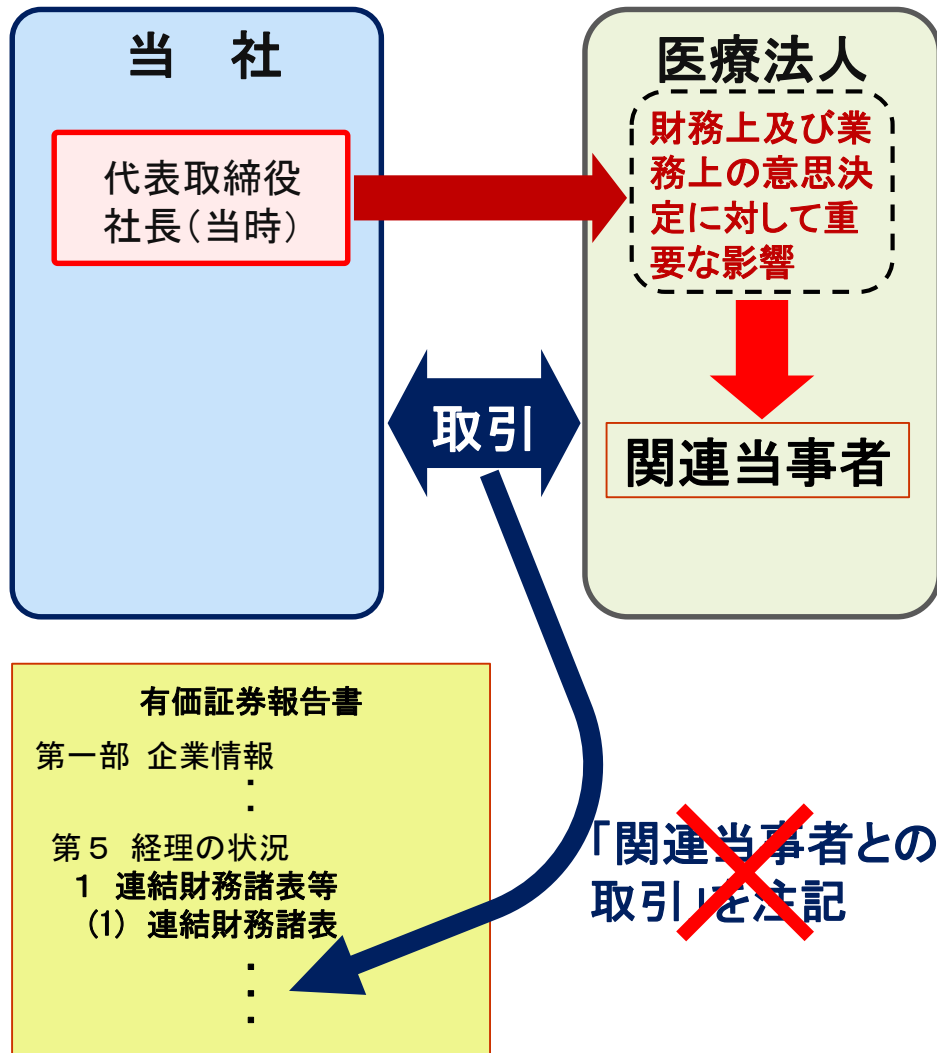
監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

テラ(株)における有価証券報告書等の重要な事項の不記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.7.19)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- ・ 課徴金額 2億2,385万円
- ・ 概要

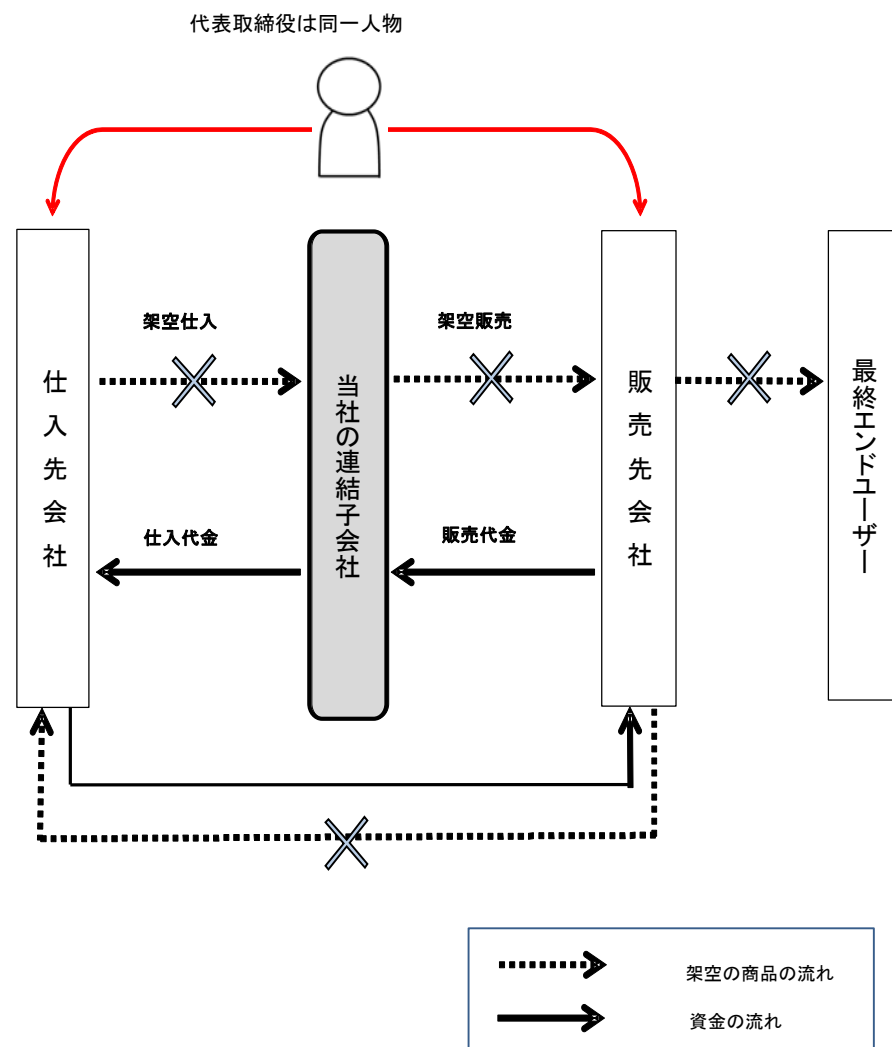
当社の代表取締役(当時)が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響を有していた医療法人は当社の関連当事者に該当し、当社は、当該医療法人との取引を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行わなかった。これにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみを以て、重要な事項の不記載として認定した初の事例。

昭光通商(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(循環取引事案)(勧告日:H30.12.14)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

・ 課徴金額 2,400万円

・ 概要

当社(有価証券報告書提出会社)の連結子会社が、同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での架空取引(資金循環取引)を行い、売上を過大に計上する等の不適正な会計処理を行ったことにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

本事案における同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での資金循環取引と同様の架空取引を行っていた他の2社に対しても、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したとして課徴金納付命令を勧告。

東洋証券株式会社への検査結果に基づく行政処分勧告

(勧告日: H30.10.30)

【違反行為事実の概要】

経営陣、
営業本部等

営業員

米国株式の乗換勧誘、
虚偽表示・誤解表示

売買(手数料)

高齢顧客

※ 経営陣は、問題を把握したが、改善を指示せず。
営業部門の責任者は、社内検査で何度も問題を指摘されたが、営業員に手数料目標の達成を要請。

<事案概要>

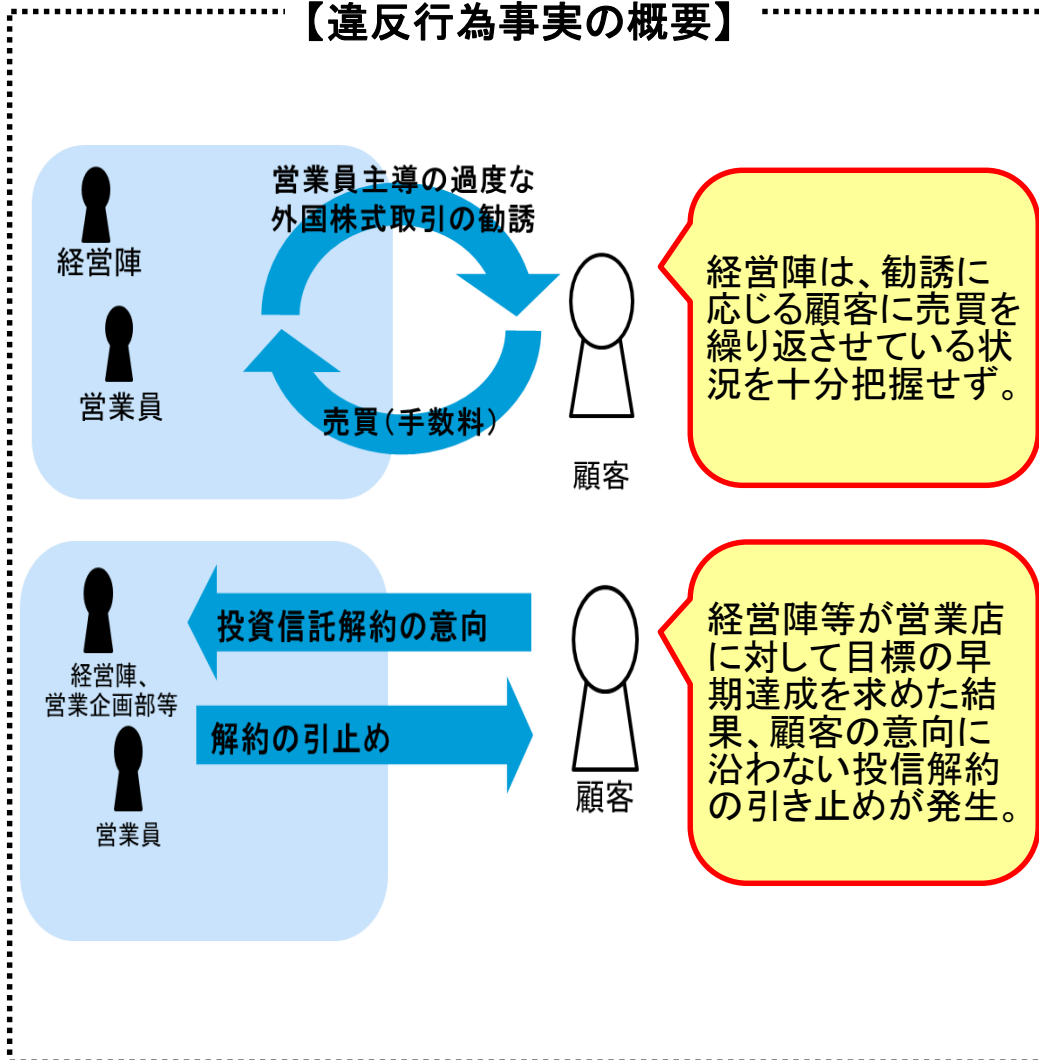
多数の営業員が、高齢顧客に対し、米国株式の乗換の勧誘に応じってもらうため、売却損失を実際の額より過少に伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生じさせる表示を行っていたもの。

<本事案の特色>

- ・ 収益を優先する企業風土が強く根付いており、コンプライアンスを軽視していた結果、米国株式取引の勧誘において虚偽表示等の法令違反が認められた事案。
- ・ 勧告に基づく行政処分: 業務改善命令

第一種金融商品取引業者への検査結果に基づく通知

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

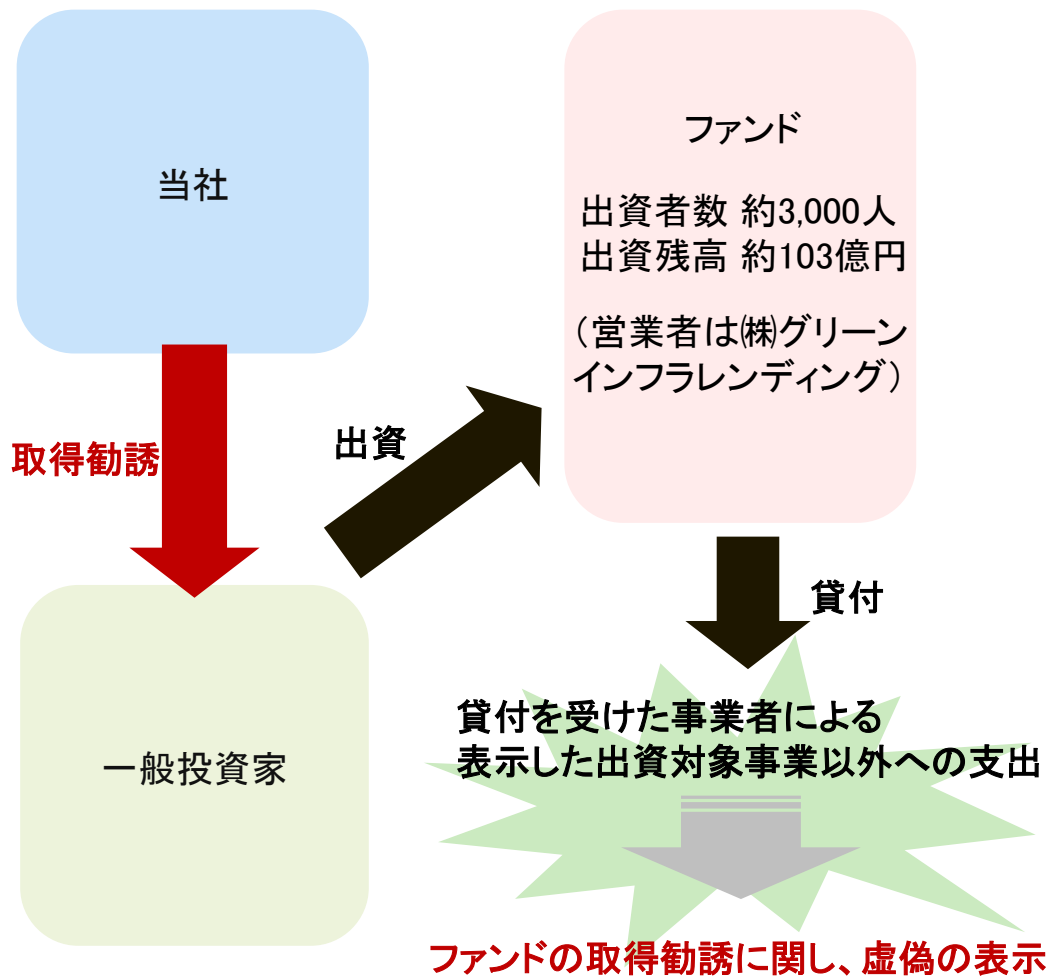
- ・ 営業員が主導して、顧客に高頻度で外国株式取引を行わせ、手数料等により損失を被らせていたほか、
- ・ 投資信託の残高減少の回避や、平均保有期間の長期化を図るため、顧客の意向に沿わない解約引止めを行っていたもの。

<本事案の特色>

顧客本位の業務運営の本質を理解できていない証券会社による、投資者保護上問題のある行為を指摘した事案。

maneoマーケット(株)に対する検査結果に基づく勧告 (勧告日:H30.7.6)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

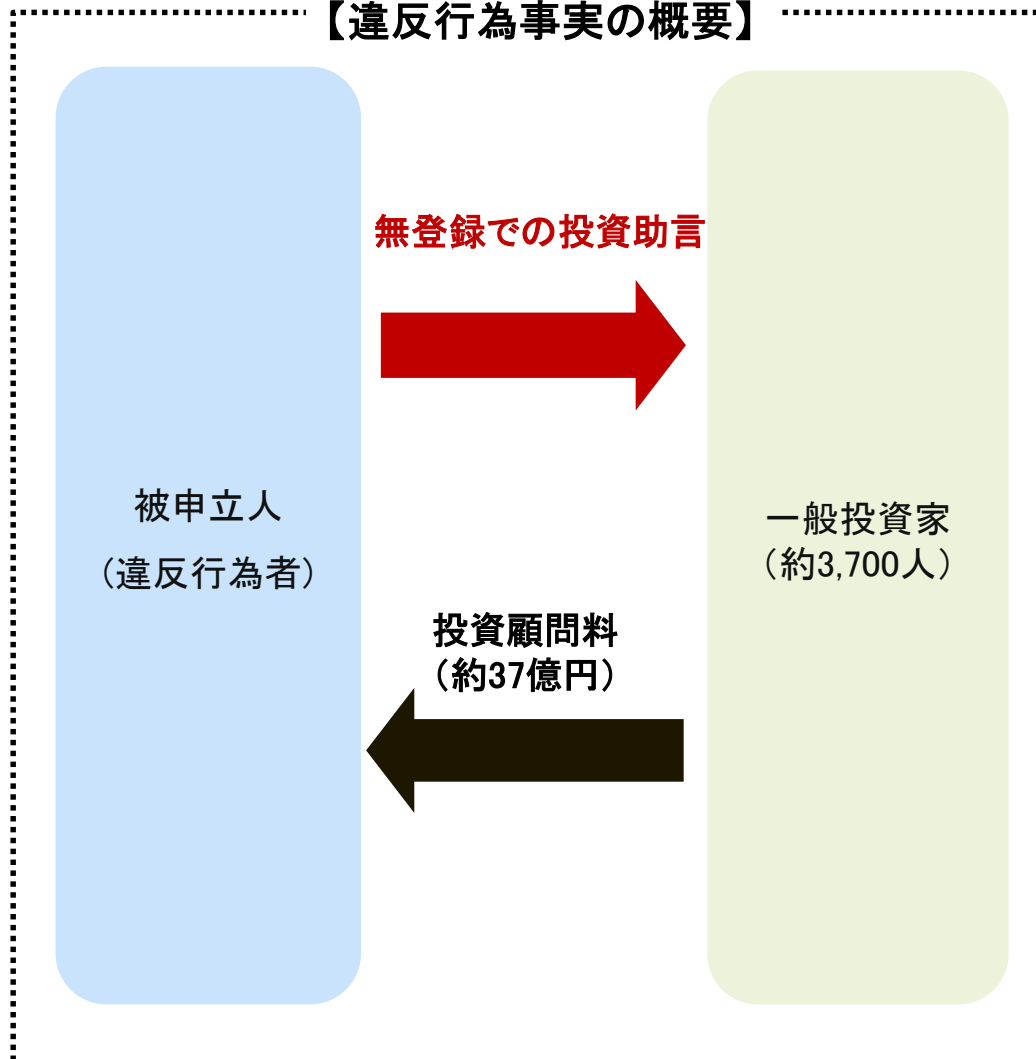
当社がウェブサイト上で取得勧誘を行ったファンドについて、表示していた出資対象事業と異なる事業へファンド資金を支出しているという虚偽の表示に基づく取得勧誘が行われていた。

<本事案の特色>

- ・ ソーシャルレンディングに関し、問題のあるファンドの実態を解明することにより、被害の拡大を防止することができた事案。
- ・ 勧告に基づく行政処分:業務改善命令

(株) JG-company及びその役員等による金商法違反行為に係る 裁判所への禁止命令等発出の申立て(申立日:H30.3.2)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- ・ 無登録業者による法令違反行為について、裁判所へ禁止・停止命令の申立てを行ったもの。
- ・ 被申立人(違反行為者)らが、金商業の登録を受けないまま、ウェブサイト上で無料会員となった一般投資家に対して、虚偽の投資実績等を説明の上、投資顧問契約の締結を勧誘し、契約者へ投資助言を行い、約3,700人から37億円超の投資顧問料を得るなどした。

<本事案の特色>

無登録投資助言業について申立てを行った初めての事案。

事案一覧

アーツ証券(株)ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件の告発	H29.3.6他 千葉地検検察官へ告発
診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)の発行会社を実質的に運営・管理する犯則嫌疑法人、同債券の販売及び他の証券会社への販売指導等を行う犯則嫌疑法人及び両者の役員は、両者の従業員らに全国の証券会社に対する虚偽の説明をさせた上、事情を知らない証券会社の従業員らをしてその顧客に対する虚偽の提案書を使用した勧誘をさせた〔証券会社に対する行政処分勧告も実施〕。	
(株)ストリーム株券に係る相場操縦事件の告発	H29.11.21他 東京地検検察官へ告発
犯則嫌疑者7名は、他の者と共謀の上、上場会社の株価の高値形成を図ろうと企て、長期にわたって、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。	
日産自動車(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発	H30.12.10他 東京地検検察官へ告発
虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員2名を告発した事件である。犯則嫌疑者Aらは、共謀の上、犯則嫌疑者Aの役員報酬額について虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出した。	
(株)ダルトン株券に係る内部者取引事件の告発	H30.12.18 大阪地検検察官へ告発
公開買付会社のファイナンシャル・アドバイザーを務めていた証券会社の従業員であった犯則嫌疑者Aが、公開買付けの事実を職務に関して知り、利益を得させる目的をもって犯則嫌疑者Bに対し同事実を伝達し、犯則嫌疑者Bが公表前に当該公開買付会社の株券を買い付けた。	
(株)ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発	H31.3.20 東京地検検察官へ告発
犯則嫌疑者らは、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、関東財務局において、同財務局長に対し、虚偽の連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。	
東郷証券株式会社に係る損失補填事件の告発	R1.7.9 東京地検検察官へ告発
犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者ら(犯則嫌疑法人取締役等)は、顧客に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補填していたもの(犯則嫌疑法人は登録取消し処分)。	

(参考)証券取引等監視委員会ウェブサイト等のご案内

証券取引等監視委員会 ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券取引等監視委員会 Twitterアカウント

 @SESC_JAPAN



※当Twitterアカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。

当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、裏表紙記載の情報提供窓口をご利用ください。

主な掲載物のご紹介



課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>

【概要】 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。



証券モニタリング概要・事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.htm>

【概要】 金融商品取引業者等に対するオンサイト・モニタリング(立入検査)及びオフサイト・モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。



令和元事務年度 証券モニタリング基本方針

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.htm>

【概要】 令和元事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。



証券監視委の活動状況(年報)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.htm>

【概要】 証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの。
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)



市場へのメッセージ

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>

【概要】 最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。